

第10回 木曾三川下流域自然再生検討会

【自然再生計画書の点検】

①第1章～第4章 第9回検討会からの変更点

平成31年1月11日

国土交通省 木曾川下流河川事務所

自然再生計画の位置づけ

河川整備基本方針(H19.11)

- ・長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針
- ・個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述

河川整備計画(H20.3 H27.1変更)

- ・30年後の河川整備の目標の明確化
- ・個別事業を含む河川整備の内容の明確化

治水

利水

環境

総合水系環境整備事業計画(H21.6 適宜更新)

河川整備計画の環境整備に関する内容を具体的に定めた事業計画

自然再生に係る事業

水辺の整備に係る事業

水環境改善に係る事業

自然再生計画(H24.3)

総合水系環境整備事業計画における自然再生に係る事業の具体を定めた計画
(自然再生の必要性、目標、目標達成の方法、管理、モニタリング方法等)

見直し内容

- ・流域及び河川の課題(河川環境等の変化)
- ・既往整備の振り返り(課題の抽出)
- ・目標の修正
- ・整備予定区間の抽出・選定(重要性・緊急性・希少性など)
- ・実施期間の検討

点検の進め方・考え方等

期間と判断基準

項目	内 容	
期 間	作成時(平成24年3月)～現在(平成30年3月末)	
判断基準		

	主な点検項目	内容
①	制度・基準・技術等の変化	・提言『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて』(H29.6) 等
②	河川環境等の変化	・モニタリング結果 等
③	地域住民の意向	・パブリックコメント 等
④	社会情勢の変化	・生態系ネットワーク部会の設立 等
⑤	その他	・学識者等からの指摘事項 等

赤字: 第10回検討会の追記事項

点検の考え方

- 1) 章・項目毎に点検を実施する。
- 2) 判断基準等に変化がある場合は、変更(提案)を行う。
- 3) 大きな変化がない場合は、趣旨変更を行わない。(但し、図表データ等で更新が可能なものについては適宜実施)

見直しの主要内容

自然再生計画書の主な見直し点を以下に示す。

1. 調査結果及び施工方法の記載の削除 → 判断基準⑤

■ モニタリング結果および具体的な施工方法等については自然再生計画書(参考資料)として別冊とする。

2. 保全の考え方の追加 → 判断基準⑤

■ 水際環境が消失した場所を再生するだけでなく、劣化しつつある場合の保全に関するあり方についても検討する。

3. メニューの追記・修正 → 判断基準①④

■ 治水対策予定箇所である「支川の緩流域再生」についても対策メニューとして記載する。

■ 「本川・支川・堤内地等との連続性の確保」については、木曾三川流域生態系ネットワーク構想の一部として見直し、追加修正を行う。

4. モニタリング計画の見直し → 判断基準②⑤

■ モニタリング計画を振り返り、効果的且つ持続可能なモニタリング計画とする。

■ 河川巡視、地域住民からの情報収集等で実施する「日常モニタリング」の追加する。

■ UAVを活用した「短期モニタリング」、「中長期モニタリング」の追加する。



以上の変更コンセプトを踏まえ、第9回検討会で提示した1~4章についても、再度点検を行った。

1. 流域及び河川の概要
2. 流域及び河川の歴史的変遷
3. 流域及び河川の課題
4. 自然環境の目標及び対象とする自然再生の項目

資料2-1
(本資料)

5. 整備内容
6. モニタリング計画
7. 自然再生のための地域との連携

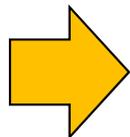
資料2-2

2章 流域及び河川の歴史的変遷

2.1 木曾三川の歴史的変遷

4)干潟・ヨシ原の変遷 5)ワンドの変化 6)支川との連続性の変化 (P.13~15)

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	
⑤	その他	



点検結果

記載内容の趣旨変更は行わない。

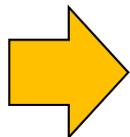
※平成24年以降、流域及び河川の歴史的変遷に変化はない。
(その他の修正)

- ・ 図表、数値については最新のものに修正予定
- ・ 2章から削除。
→生態系の劣化について述べているため、「3.1基盤環境の変化に伴う生態系の劣化」に転記。

2.2 河道特性及び生物生息・生育環境の変遷

(P.16)

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	
⑤	その他	



点検結果

記載内容の趣旨変更は行わない。

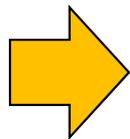
- ・ 河道特性及び生物生息・生育環境の変遷(P.16)は不足事項を追記
- ・ 2章から削除。
→「3.1基盤環境の変化に伴う生態系の劣化」と重複するため、一部転記し、削除。

3章 流域及び河川の課題

3.1 基盤環境の変化に伴う生態系の劣化

- (1)干潟・ヨシ原の減少 (2)ワンドの陸地化の進行 (3)本川・支川・堤内地等との連続性の低下
(4)支川の緩流域環境の減少 (P.17~22) ※旧(P.17~18)

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	
⑤	その他	



点検結果

記載内容の趣旨変更は行わない。

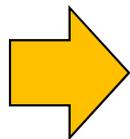
(その他の修正)

- ・数値については最新のものに修正予定
- ・他計画(伊勢湾再生行動計画(第二期))の策定について修正追記
- ・2章の記載事項を3章に追記。
- ・「(3)支川との連続性低下」を「(3)本川・支川・堤内地等との連続性低下」に修正。
- ・「(4)支川の緩流域環境の減少」を追加。

4.1 これまでの自然再生事業の評価・課題

(P.27~34) ※旧 P.23~28

①	制度・基準・技術等の変化	
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	
⑤	その他	○



点検結果

~~記載内容の趣旨変更は行わない。~~

計画書本編から削除。

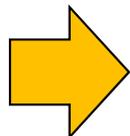
→評価や課題に係る詳細な記載事項は、別途参考資料を作成し、記載を行う。

4章 自然再生の目標及び対象とする自然再生の項目

4.2 自然再生の目標と期待される効果

(1) 自然再生の目標 (P.35~37) ※旧 P.29~30

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	○
⑤	その他	○



点検結果(1/2)

- ・目標は、河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会の提言『持続性のある実践的多自然川づくりに向けて』(H29.6)を踏まえ追加修正を行う。
- ・学識者等からの指摘事項を踏まえ、保全の考えについて記載を行う。
- ・生態系ネットワークの構築に関する記載を行う。
- ・現況の制約条件や社会的背景を踏まえた実現可能な目標とする。

【第9回検討会時の記載事項】

自然再生においては、「元々木曾三川下流域の河川環境を生息生育の場としていた種が回復し、また昔のように、生態系低次の生物が河川内のいたるところで普通に見られ、それを餌とする生態系高次の生物も生息すること」を目指すものとする。

木曾三川下流域には、広大な基盤環境の上に豊かな生態系が存在していたが、昭和30年代後半以降の広域地盤沈下、高水敷・低水護岸整備、干拓等により、「良好な水際環境」が大きく減少し、その結果、生態系が劣化したと考えられる。そこで、生物にとって重要な役割を有している良好な水際環境に着目した再生を行う。

【点検結果】

→保全の考えについて記載を行う。

自然再生においては、「元々木曾三川下流域の河川環境を生息生育の場としていた種が回復し、また昔のように、生態系低次の生物が河川内のいたるところで普通に見られ、それを餌とする生態系高次の生物も生息すること」を目指すものとする。

木曾三川下流域には、広大な基盤環境の上に豊かな生態系が存在していたが、昭和30年代後半以降の広域地盤沈下、高水敷・低水護岸整備、干拓等により、「良好な水際環境」が大きく減少し、その結果、生態系が劣化したと考えられる。そこで、生物にとって重要な役割を有している良好な水際環境に着目した再生を行う。

また、水際環境が消失した場所を再生するだけでなく、良好な水際環境について保全を行うことで、生物の生息生育場を確保するとともに、その機能を高めていく。

4章 自然再生の目標及び対象とする自然再生の項目

点検結果(2/2)

【第9回検討会時の記載事項】

●自然再生の目標

水際環境の再生により、水際の生息場・産卵場等としての良好な環境を再生するとともに、横断的・縦断的な生物の移動を容易にし、河川全体としての良好な生息環境としての再生を図る。

また、良好な環境を将来に向けて維持していくため、これまでの事業の実施で得られた知見と経験を踏まえて順応的に自然再生に取り組んでいくとともに、事業の計画・実施、モニタリング調査、維持管理の一連の過程において地域との連携を図る。

【点検結果】

→保全の考え及び生態系ネットワークについて、記載するとともに、現況の制約条件や社会的背景を踏まえた実現可能な目標とする。

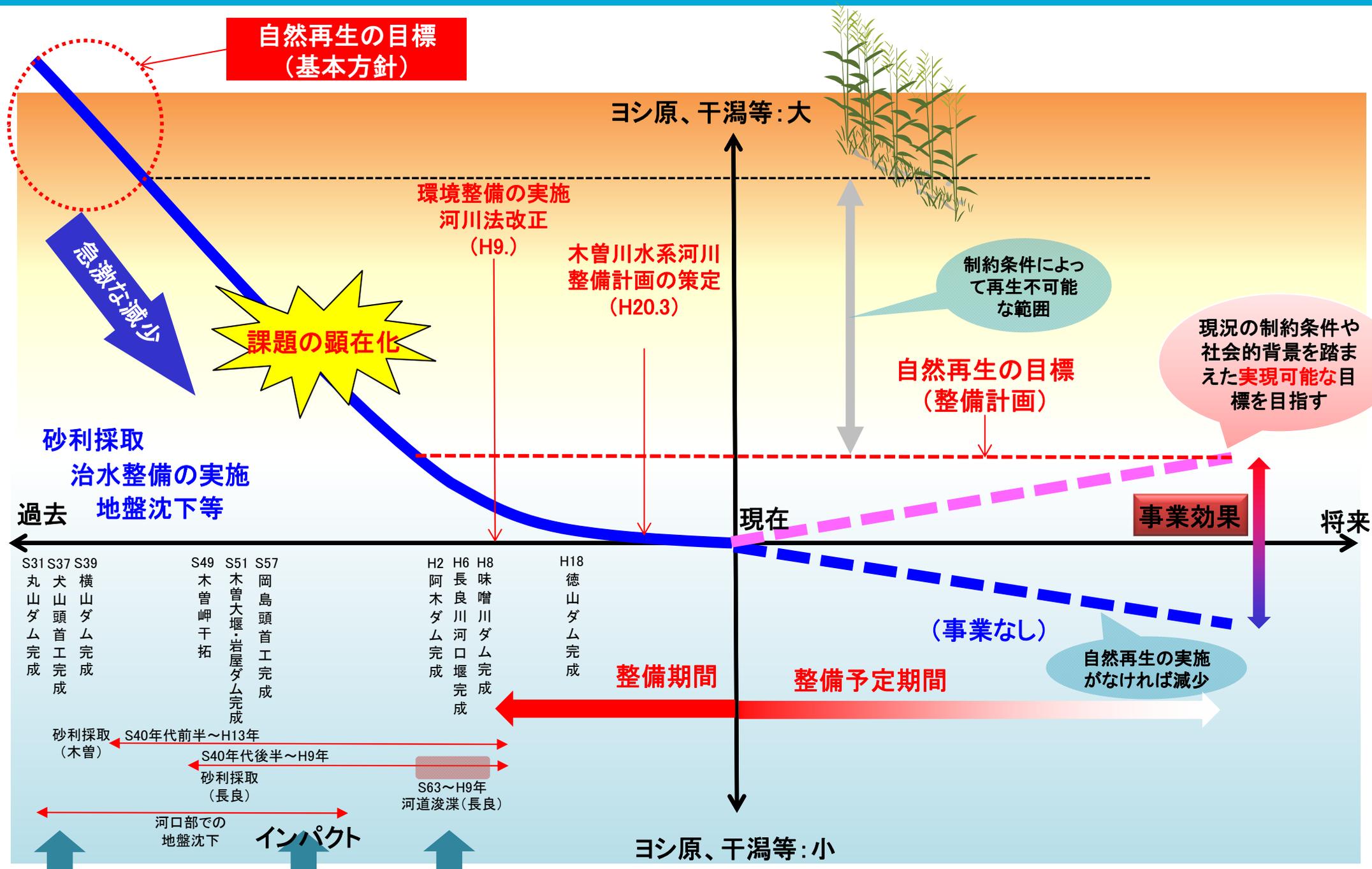
●自然再生の目標

水際環境の再生により、水際の生息場・産卵場等としての良好な環境を再生するとともに、横断的・縦断的な生物の移動を容易にし、河川全体としての良好な生息環境としての再生を図る。また、良好な水際環境について保全を行う。さらに、水際環境を自然再生により繋いでいき、生態系としての働きを回復させることによって、多様な生物の生息・生育の場を拡大させるとともに、生態系ネットワークの構築を進める。

~~また、~~良好な環境を将来に向けて維持していくため、これまでの事業の実施で得られた知見と経験を踏まえて順応的に自然再生に取り組んでいくとともに、事業の計画・実施、モニタリング調査、維持管理の一連の過程において地域との連携を図る。

以上について、現況の制約条件や社会的背景を踏まえた実現可能な自然再生を目指す。

木曽三川下流における自然再生目標設定のイメージ

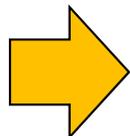


4章 自然再生の目標及び対象とする自然再生の項目

4.2 自然再生の目標と期待される効果

(2)期待される効果 (P.38) ※旧 P.31

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	○
⑤	その他	○



点検結果

・記載内容の趣旨変更は行わない。

※平成24年以降、自然再生により期待される効果に変更はない。
(計画書の修正)

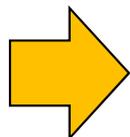
- ・生態ネットワークの形成により期待される効果を追記
- ・自然再生メニューの追加に伴い、「支川の緩流域環境」、「本川・支川・堤内地等との連続性」についても期待される効果を追記。

4章 自然再生の目標及び対象とする自然再生の項目

4.3 対象とする自然再生の項目

(P.39) ※旧 P.32

①	制度・基準・技術等の変化	○
②	河川環境等の変化	
③	地域住民の意向	
④	社会情勢の変化	
⑤	その他	



点検結果

・新たな項目として、「木曾三川流域生態系ネットワーク構想」の追加および他事業である「愛西市かわまちづくり」等の他事業との連携を追加・反映する。

(その他の修正)

- ・生態ネットワークの形成により期待される効果を追記
- ・再生項目ごとの目標を記載。

表 自然再生の項目及び目標

項目	自然再生の目標
干潟の再生	水際にヨシ原、干潟、ワンドが面的にまとまって分布することにより、貝類やカニ類等の干潟特有の生物が繁殖場・生息場等として利用できる基盤環境を再生する。
ヨシ原の再生	水際にヨシ原、干潟、ワンドが面的にまとまって分布することにより、オオヨシキリ等のヨシ原特有の生物が生息・繁殖場等として利用できる基盤環境を再生する。
ワンド等の水際湿地の再生	水際湿地の陸地化を抑制し、ワンド等を必要とするタナゴ類をはじめとする在来魚類や二枚貝等が生息・繁殖環境として利用できる基盤環境を再生する。
支川の緩流域環境の再生	砂州やヨシ原、ワンドが一体となった緩流域環境を再生する。
本川・支川・堤内地等との連続性の確保	支川(水路を含む)と本川との間の落差等を解消し、魚類等が自由に行き来できる環境を再生する。